

奨学金制度の充実等を求める意見書の提出について

奨学金制度の充実等を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 28 年 3 月 24 日提出

提出者	秦野市議会議員	相 原	學
賛成者	同	小 菅	基 司
同	同	和 田	厚 行
同	同	野 田	毅
同	同	横 溝	泰 世
同	同	露 木	順 三

提案理由

大学生等が安心して学業に専念できる環境を作るため、無利子奨学金を拡充するとともに、より柔軟な所得連動返還型の奨学金制度を早期に実現すること、低所得者向けの給付型奨学金の創設、また、大学等の授業料減免制度の充実や学費の引き下げを図るよう、国に意見書を提出するものであります。

## 奨学金制度の充実等を求める意見書

経済的な理由にかかわらず、大学等の高等教育を受けるためには、奨学金制度は欠かせないものとなっている。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、国が行う貸与型の奨学金で、約4割の学生が利用しており、平成24年度の貸与実績は、無利息の第一種奨学金が約40万2,000人、年3%を上限とする利息付きの第二種奨学金が約91万7,000人となっている。近年は、第一種奨学金、第二種奨学金とも貸与者及び貸与金額が増加し、長引く不況や就職難などから、大学等を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、返還期日を過ぎた未返還金は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種に所得連動返還型無利子奨学金制度の導入、さらに平成26年度からは延滞金の賦課率引き下げを実施している。しかし、これらの救済制度の要件は厳しく、通常のリターン猶予期間の上限が10年であるなど、さまざまな制限があることに対して問題点が指摘されている。

よって、国においては、大学生等が安心して学業に専念できる環境を作るため、無利子奨学金を拡充するとともに、奨学金の貸与総額にかかわらず、大学等を卒業後の年収に応じて返還額が柔軟に設定できる、所得連動返還型の奨学金制度を早期に実現すること、欧米のような低所得者向けの給付型奨学金の創設に向けた検討を進めること、また、大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費引き下げを図ることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官 様  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

秦野市議会議員 川口 薫